

## 富山県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、電子処方箋の活用・普及を促進するため、電子処方箋管理サービスの導入を行う富山県内の医療機関及び薬局に対し、その導入に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」（令和6年3月7日付け医薬発0307第2号）、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」（令和6年3月7日付け厚生労働省発医薬0307第74号）及び「富山県補助金等交付規則」（昭和37年3月31日富山県規則第10号）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。
- (2) 導入事業 レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業をいう。
- (3) 新機能 「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。

### (交付対象者)

第3条 この補助金の対象は、申請日時点において富山県内に所在し、稼働している保険医療機関等であって、申請日時点において令和4年6月30日付け薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。

### (交付対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行う導入事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能を導入するために行う導入事業

(3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行う導入事業

(補助対象経費)

第5条 前条(1)から(3)までに掲げる事業に必要な経費とし、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同じとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次の順序により算定する。

- (1) 次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(要領に基づき支払基金から交付された補助金を除く。)を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額 (万円)	4 補助率	5 補助上限額 (万円)
第4条(1)の事業	病院 (病床数200床以上)	486.6	1/6	81.1
	病院 (病床数200床未満)	325.9	1/6	54.3
	診療所	38.7	1/4	9.7
	薬局	38.7	1/4	9.7
第4条(2)の事業	病院 (病床数200床以上)	135.6	1/6	22.6
	病院 (病床数200床未満)	100.0	1/6	16.7
	診療所	24.5	1/4	6.1
	薬局	25.6	1/4	6.4
第4条(3)の事業	病院 (病床数200床以上)	602.2	1/6	100.3
	病院 (病床数200床未満)	405.9	1/6	67.6
	診療所	54.2	1/4	13.5
	薬局	55.3	1/4	13.8

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 電子処方箋に関する以下の取組みを行うこと。
  - ア 医療情報ネットへの、電子処方箋に対応していることについての入力
  - イ 電子処方箋に対応していることについて、施設内での掲示
  - ウ 県が実施する電子処方箋活用状況に関する調査への協力
- (2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて（6）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。また、補助金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者はその調査に協力しなければならない。

(13) (1) から (12) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(交付申請手続)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、富山県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付申請書(兼)実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて別途知事が定める方法により、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定通知等)

第9条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、富山県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)をもって、申請者にその旨を通知する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。